

○令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：小山町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	81.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給与については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0.0%
本庁課長相当職	96.2%
本庁課長補佐相当職	96.9%
本庁係長相当職	99.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	82.9%
31～35年	91.2%
26～30年	92.7%
21～25年	87.6%
16～20年	90.9%
11～15年	83.9%
6～10年	85.8%
1～5年	81.8%

【説明欄】

- ・扶養手当は、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は89.8%となっている。
- ・全職員の男女比は6：4であるが、近年の女性職員の新規採用増により、勤続年数15年以下の区分に占める職員の女性の割合が約6割となっているため、相対的に給与水準の低い職員が女性に偏っている。